

令和4年度第1回奈良県国土利用計画審議会 特別委員会

1. 日 時：令和5年3月30日（木）午前11時00分～午前12時00分
2. 開催場所：奈良県庁 主棟5階 第一会議室（小・西）
3. 出席者：伊藤委員、上田委員、岡井委員、深町委員、前野委員
4. 開催状況：傍聴者1名
5. 議 題：（仮称）土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用に関する実施方針（案）について

【事務局】 定刻となりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和4年度第1回奈良県国土利用計画審議会特別委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、奈良県地域デザイン推進局県土利用政策室の奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、Web会議形式での開催とさせていただきます。会議の途中で万が一接続トラブル等が発生した場合は、その場で挙手をさせていただくか、事前に教えていただきます電話番号へこちらから連絡をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、ご発言いただく際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、資料を確認させていただきます。本日は、画面でも資料を共有させていただきますが、事前に送付いたしました資料を確認させていただきます。まず議事次第、特別委員会委員名簿、資料一覧、「（仮称）土地の適正な管理、合理的な利用及び効果的な利用に関する実施方針（案）」でございます。参考として「奈良県国土利用計画審議会条例」、「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済及び生活の向上を図る条例」を配布させていただきます。不足等ございましたら、挙手いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。また、会議の途中でも何かご不明な点がありましたら挙手をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前の説明をさせていただいた先生につきましては、字句や

構成を変更させていただいた箇所もございますのでご了承ください。

それでは、本日出席の委員の皆様を、お手元に配付しております名簿の順にご紹介をさせていただきます。

伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 上田逸朗委員でございます。

【上田委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 岡井有佳委員でございます。

【岡井委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 深町加津枝委員でございます。

【深町委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 前野孝久委員でございます。

【前野委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 また、本日所用のため欠席されている委員は乾昌弘委員でございます。

それでは、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。伊藤会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【伊藤会長】 それでは議長を務めさせていただきますが、どうぞ円滑な議事進行にご協力よろしくお願ひいたします。

まず当審議会については、奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして、原則公開となっております。本日の審議案件につきましては非公開とすべき内容がないと思われま
すので、公開としてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

【伊藤会長】 ありがとうございます。傍聴人の方はいらっしゃいますか。

【事務局】 1名いらっしゃいます。

【伊藤会長】 わかりました。では本日の会議については、傍聴の方が1名いらっしゃると
いうことですので、入室を許可してもよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

【伊藤会長】 異議ないということですので入室いただきたいと思います。傍聴人の方が入

室されたようですので、進めさせていただきます。

それではまず議事に先立ちまして本日の議事録署名人を指名させていただきます。今回は岡井委員と深町委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に傍聴者或いは報道機関の方がいらっしゃると思いますので、テレビカメラ及び写真の撮影、録音、録画等はここまでとさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。議題の「(仮称) 土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用に関する実施方針 (案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料により、「(仮称) 土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用に関する実施方針 (案)」についてご説明申し上げます。まず資料を共有させていただきます。1枚めくりまして目次のページをご覧ください。本実施方針の構成につきましては、「第1章 策定の趣旨」「第2章 本県の土地の管理と利用の状況」「第3章 土地の管理と利用に関する基本理念等」「第4章 土地の管理と利用に関する基本理念等を実現するための施策」となっております。

それでは、順番にご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。まず、「第1章 策定の趣旨」でございます。本県においては、貴重な歴史文化遺産や豊かな自然環境、良好な田園風景など、風土や風景を守りつつ、大阪のベッドタウンとして住宅地の整備を中心に土地政策が展開されてきました。しかしながら、人口減少や高齢化が進行する中で、空き家や耕作放棄地など、管理が十分に行き届かない土地が増加するなど、新たな課題が顕在化しております。国においては令和2年に土地基本法が改正され、土地の管理の概念や土地所有者等の責務などが新たに規定されております。

本県においても、令和5年3月に「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」を制定しました。この条例につきましては参考資料2として添付させていただいております。本実施方針は、土地の適正な管理等を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づいて必要な事項を定めるものとなっております。

それでは2ページをご覧ください。「第2章 本県の土地の管理と利用の状況」でござい

ます。まず、本県の土地の状況について、1つ目の「人口減少による土地の管理水準の低下」につきましては、全国的に人口減少が進む中、本県においても空き地、空き家、耕作放棄地等の管理が行き届かない土地が増えてきております。2つ目の「平野部への人口の集中」につきましては、本県は山地が多いため、面積の25%である大和平野の地域に県の人口の約9割が集中しているという状況にあります。

3ページをご覧ください。3つ目の「インフラ整備による土地利用ニーズの高まり」につきましては、京奈和自動車道等のインフラの整備が進んでおりまして、企業立地もここ10年で279件と立地が進んできており、今後も土地利用へのニーズが高まっていくものと考えられます。

続きまして、土地の区分に応じた現状と課題についてご説明いたします。まず、宅地についてでございます。本県は大阪のベッドタウンとして発展してきたため、住宅地としての土地利用の割合が非常に多くなっており、都市計画における用途地域のうち、住居系が占める割合が78%と、全国で最も高くなっております。また、工業系が12%、商業系が10%と、全国で最も低い水準となっており、雇用と消費を他地域に依存している状態にあります。

4ページをご覧ください。このことを踏まえた課題について、1つ目は「歩いて暮らしにくい住宅地」でございます。住宅地を中心として開発がなされてきた経緯から、買い物をはじめとする身近なサービスを徒歩圏内で十分に受けられない地域が多く存在している状況でございます。2つ目は「準工業地域などにおける用途混在」でございます。本県においては小規模工場の立地が大半を占めており、住宅地を建てることのできる準工業地域の指定が多くなされてきたため、住宅と工場が混在して、工場が操業しにくく、住宅も住みにくいという状況になっている地域がございます。

5ページをご覧ください。3つ目は「空き地と空き家の増加」でございます。人口減少の進展に伴い、空き地や空き家のさらなる増加が懸念されております。4つ目は「南部・東部地域における暮らしの維持」でございます。他の地域と比べて高齢化と人口減少が急激に進行しており、生活サービス機能やコミュニティ機能を維持することが難しい状況となっております。

6ページをご覧ください。続きまして、農用地に関する現状と課題でございます。本県は山地が多いため、県土に占める農用地の面積の割合が約5%で、面積が全国44位となって

おります。また、農業産出額も東京、大阪に次いで全国で3番目に少なくなっております。また、水田を中心とした営農が展開されており、農用地面積の約7割が水田となっておりますが、農業産出額における米の割合は約24%にとどまっている状況でございます。農業産出額を向上していくためには、野菜や果樹等の高収益作物の栽培を促進することが必要となっております。また、人口減少や高齢化が本格化する中で、荒廃農地が増加しておりますので、農業の担い手への農用地の集約化など、農用地の有効利用と農業生産額の向上を図っていく必要があります。

7ページをご覧ください。森林に関する現状と課題でございます。本県の森林は県土の約77%を占めております。また人口林の割合が61%と高く、全国8位となっております。人工林につきましては、適切に管理がなされていない場合には、土砂の流出や崩壊といった災害の防止機能や水を貯留する機能、生物多様性の保全の機能等が低下することも懸念されておりますので、本県におきましては、「奈良県森林環境の維持向上により、森林と人との恒久的な共生を図る条例」に基づいて、取り組みを行っていくことが必要となっております。

8ページをご覧ください。その他の課題でございます。こちらは3つございまして、1つ目は、風土・景観の維持が必要であるということ、2つ目は、県政課題に資するプロジェクトを実現していく必要があるということ、3つ目は、災害リスクの増大に備える必要があるということでございます。

それでは9ページをご覧ください。「第3章 土地の管理と利用に関する基本理念等」でございます。先ほどの現状と課題を踏まえ、基本理念を定めております。「1. 本県のあるべき土地の管理と利用の姿」の「(1)の土地の管理と利用に関する基本理念」についてご説明させていただきます。橙色で囲んでいる部分が、この3月に制定しました条例を記載している部分で、その下にその説明を記載しております。基本理念につきましては、本県のすぐれた風土と景観を維持向上するとともに、経済的自立の推進を図り、地域の持続的な発展に資するよう、実現すべき土地の管理と利用に関する3つの基本理念を定めております。1つ目は「土地の適正な管理」でございます。土地の適正な管理につきましては、周辺の住民の生命・身体・財産への被害の発生と、周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止するような管理をする必要があるということでございます。

10ページをご覧ください。2つ目は「土地の合理的な利用」でございます。土地の合理

的な利用につきましては、地域の価値の維持向上、地域経済の持続的な発展、そして、県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現するために、土地の所在する諸条件に応じて、土地の効用を持続的に発揮するように利用していくことが必要であるということでございます。3つ目は「土地のより効果的な利用」でございます。土地のより効果的な利用につきましては、若者の雇用の創出、にぎわいの創出等を通じて、地域の持続的な発展を実現するために、土地所有者や近隣住民等の協力のもと、土地の効用をさらに発揮するように利用していく必要があるということでございます。

続きまして11ページをご覧ください。「(2) 地域住民等の相互協力による土地の管理と利用」でございます。土地の適正な管理等を実現していくためには、土地所有者や近隣住民、関係機関、市町村、県など多様な主体が協力して取り組みを進めていくことが必要となっております。先ほど説明させていただいた様々な課題に対応していくために、相互に協力する体制づくりが重要となっております。「(3) 公共の福祉に適合する土地の管理と利用」でございます。土地につきましては、他の財産と異なり、基本的には生産することができないこと、荒廃した土地の復元には時間とコストがかかること、多くの県民が生活し濃密な社会経済活動が営まれていること等から、限られた貴重な資源となっております。そのため、土地につきましては、公共の福祉に適合するように、土地の特性に応じた管理と利用がなされる必要がございます。

続きまして、12ページをご覧ください。関係者の責務でございます。まず、土地所有者等の責務につきましては、橙色で囲んでおります条例を見ていただきまして、1つ目は、土地所有者等は適正な管理を行わなければならないこと。2つ目は、適正な管理を行うにあたっては、土地の権利関係と境界を明確化するように努めなければならないこと。3つ目は、土地所有者等は土地の合理的な利用を行うように努めなければならないこと。4つ目は、土地所有者等は土地の適正な管理等を実現するための県が行う施策に協力するように努めることを記載しております。

13ページをご覧ください。次に、県の責務でございます。県の責務につきましては、まず、橙色の囲みを見ていただきまして、県は土地の適正な管理等を実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有するということでございます。

また、施策の策定にあたっては、土地所有者等が土地の管理と利用を適正に行えるような

措置を講ずるとともに、土地所有者等が管理・利用できない場合には、近隣住民等による取り組みを補完する措置を講ずる責務を有しております。また、県は、地域の持続的な発展を実現するために、土地のより効果的な利用に必要な措置を講じていくこととしております。

14 ページをご覧ください。県民等の責務でございます。県民等につきましては、土地の適正な管理等の実現の重要性について理解を深めていただくとともに、県が実施する施策にも協力していただきたいということを記載しております。

次に、市町村及び関係機関等との連携協力でございます。土地の適正な管理等を進めていくにあたっては、市町村や関係機関と協力していくことが極めて重要でありますので、それぞれの役割分担を明確にして、連携協力することを記載しております。

16 ページをご覧ください。「第4章 土地の管理と利用に関する基本理念等を実現するための施策」でございます。本日の議題の1つ目である、「適正な管理を確保するための施策について」説明をさせていただきます。土地の適正な管理を確保するための施策につきましては、条例の第9条において、宅地、農用地、森林、その他の土地の区分に応じた管理の水準についての県民等への周知、また、土地所有者、近隣住民等に対する相談体制・支援体制の整備といったものを条例で挙げております。「管理の水準についての周知」についてご説明いたします。土地の適正な管理を確保するためには、土地所有者や地域住民等の土地の管理に関わるすべての関係者が、確保すべき水準について共通認識のもと、取り組みを進める必要があります。このため、宅地、農用地、森林等の土地の区分に応じた管理水準を設定し、わかりやすく周知していきたいと考えております。管理水準につきましては、下の点線の囲みのところに記載している状態にならないよう管理されていることとしております。まず、宅地につきましては、雑草の繁茂を放置することにより、火災や犯罪等の発生を誘発する恐れがある状態やごみの不法投棄が著しい状態などを想定しております。次に、住宅等の建築物が放置されることにより、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態や、著しく衛生上有害となる恐れのある状態などにならないよう管理する必要があると考えております。

17 ページをご覧ください。農用地につきましては、耕作や管理がなされないことにより病虫害の発生や、鳥獣の生息と周辺地域の農作物の生育に支障を及ぼす恐れのある状態や、土石の堆積や地割れ等により周辺地域の営農に支障を及ぼす恐れのある状態にならないよう管理をする必要があるとしております。

森林につきましては、森林の伐採、または保育が実施されないことにより、水害、土砂の流出、崩壊等の災害の発生がある状態や水源の保全に支障を及ぼす恐れがある状態などを想定しております。

その他につきましては、道路、河川、公園等の公共空間におけるごみの放置や雑草の繁茂により、地域の魅力を損ねる恐れのある状態や、土地の管理に対する意識が浸透せず、本県が有する豊かな自然環境や歴史ある風土を損ねる恐れのある状態となっている場合には、適正な管理ができてないと考えております。これらの管理の水準につきまして、県民の方々にわかりやすく周知をしていきたいと考えております。

続きまして、18 ページをご覧ください。「相談体制及び支援体制の整備」でございます。土地所有者や近隣住民等が抱える土地に関する悩みは多岐にわたっており、課題解決に資する相談体制の強化が必要であると考えております。このため、誰もが身近に相談できる窓口を市町村に設置したいと考えております。県は、この相談窓口が適切に運営されるよう、市町村を支援して参ります。また、相談窓口において解決することが困難な事例や、新たな制度・施策の創設に対するニーズが高いと判断されるような場合につきましては、必要に応じて、専門家、関係機関、NPO法人など、土地の管理と利用に関連する団体等と連携して検討を行って参ります。「その他必要な施策」でございます。先ほど説明させていただきました、管理水準の周知や相談体制の整備を行ってもなお、土地の適正な管理が行われない場合につきましては、各種の法令等に基づいて、勧告等の措置を的確に実施し、周辺住民の生命・身体・財産への被害や周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止していきたいと考えております。「適正な管理を確保するための施策」につきましては、以上でございます。

【伊藤会長】 「適正な管理を確保するための施策」について説明を受けて皆様から意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですのでどうでしょうか。岡井委員どうぞ。

【岡井委員】 何か問題があるということではないのですが、10 ページの「③土地のより効果的な利用」のところで、「これまでの規制誘導による「マスタープラン型のまちづくり」から、地域でビジョンを作り、共有して、土地の利用に関する計画を立案・実行する「ボトムアップ型のまちづくり」に転換し、土地のより効果的な利用を進めることが必要です。」とありますが、どういった点がこの「マスタープラン型のまちづくり」だと問題があると考えられているのかを教えてくださいませんか。もちろん両方必要だと思いますが、「ボトムア

ップ型」のみを強調してしまいますと、個別の利益は良くても、その個別の利益の結果、全体利益が必ずしも良いというふうには繋がらないこともあるので、どういう意味合いなのか教えていただけたらと思います。

【伊藤会長】 事務局の方、ご回答お願いします。

【事務局】 県土利用政策室坂本でございます。岡井先生がおっしゃっていただいたとおり、今までの規制誘導によるマスタープラン型からボトムアップ型にすべてが転換していくという考えではございません。並行して進める部分というのが出てくると考えております。ここで言っておりますマスタープラン型というのは、都市計画の分野に近いところになりますが、都市計画区域内においては、様々な土地に関する規制や区域区分、用途地域などで土地の利用を定めてきましたが、土地基本法の改正の背景にもありましたが、人口減少によって、有効に活用できない土地や、所有者が不明になっているような土地が増えてきているという現状がございます。そういったところをうまく解決していくにあたり、国や県、市町村が、「この土地はこうするんだよ。」という形ではなくて、地元の方が中心となって行っていくまちづくりを、市町村や県がサポートしながら、進めていくということが重要だということを踏まえて、「マスタープラン型からボトムアップ型へ転換」という言葉を使わせていただいております。

【伊藤会長】 岡井委員いかがですか。

【岡井委員】 ありがとうございます。「転換する」という言葉が、マスタープラン型のまちづくりをやめるみたいに考える方がいないかということが危惧されます。もちろん両方必要ですし、これまでの時代を考えると、いわゆる「都市計画」というような流れから、住民主体の「まちづくり」が30～40年前から言われていて、両方必要であることはもちろん分かるのですが、都市計画の分野で市町村に多くの権限が移ってしまった結果、日本の都市の場合、市街地が連担していることがあって、広域的な観点からの都市計画ができなくなっているということが、ここ10年ぐらい地方分権の課題点として言われていることですので、「転換」と言ってしまうことが気になりました。

【事務局】 ありがとうございます。岡井委員がおっしゃるように、奈良県においては、都市計画という分野では、広域な都市計画をやってきておりますので、奈良県においては単一の都市計画区域が存在しております。ただ、奈良県全体の土地で見ますと、その都市計画区

域は県土全体の3割に満たない部分になっております。森林や農地も含めて、適正に利用を促しつつ、管理をきちんと行い、防災や今後の地域の経済発展のために生かしていこうということが、今回、土地基本法の改正を受けて、県でも土地基本法を踏まえた条例を施行していこうというのが当初の考えでございます。国で言われているのは「利用」と「管理」を適切にしましょうということですが、奈良県においては「管理」が重要と考えておりますので、今回の3つの柱である、「土地の適切な管理」、それと都市計画でもあります通り、「土地の合理的な利用」、さらに、土地の改変も踏まえた「土地のより効果的な利用」というものが、地域の発展や、さらには奈良県の発展ということに繋がるような土地の利用を考えていくということが、本旨でございます。よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】 岡井委員よろしいでしょうか。他の委員の方どうでしょうか。深町委員どうぞ。

【深町委員】 17ページの森林に関連するところですが、管理に関連する問題が起こるのが、「伐採または保育が実施されないこと」に限定しているように読めるのですが、森にある樹木に対してのことももちろん大事ですが、林地にあってはならないものを置いたり、土砂を積み上げたり、流れ出たら困るようなものを置くといったことに対しての事例がこれだけだと限定されてしまっているように見えますが、その辺りはどのようにとらえているのでしょうか。

【伊藤会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 おっしゃる通りでございます。樹木だけのことに限らず、盛土規制法といった法律なども十分視野に入れて検討していきたいと考えております。今ご指摘いただきました内容についても、ご相談させていただき、検討していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

【伊藤会長】 深町委員よろしいですか。

【深町委員】 はい。

【伊藤会長】 深町委員の意見に関連してですが、近年、森林地域の中に大規模な太陽光パネルが設置されていますが、こういう問題がここに関わってくるのではないかと思うのですがどうでしょうか。

【事務局】 太陽光パネルにつきましても、県で、この条例と同じ時期に、太陽光パネルの

規制に関する条例を制定いたしまして、大きな地域でありますと、何十ヘクタールという林地が改変されて、太陽光パネルが設置され、結局、その後太陽光発電として機能を有しなくなった時に、その土地の状況がどうなるのかということも踏まえた上で、今後、総量規制という形になるかと思えます。当然のことながら太陽光パネルを森林に置くということは、奈良県に限らず、全国的に多く見受けられますので、この条例が有効に働くよう検討してまいります。

【伊藤会長】 ありがとうございます。他の委員はいかがですか。では、私からもう1点だけ。18 ページのところ、ネットワーク会議とありますが、誰が主体となって運営するかが問題になってくると思えます。相談・支援体制の中で県がリーダーシップを取るのか、ボトムアップ型の取組を行うにしても民間やNPOがリーダーシップを取るのか。これをうまく運営していかないと機能しないと思うのですが、そのあたりについて何かお考えはありますか。

【事務局】 はい。軌道に乗るまでは県がリーダーシップを持って、市町村、関係機関を巻き込んで、全体の土地の利用・管理ということに対して進めていく予定です。当然県だけでは、知恵が出ませんので、いろんな民間の土地の利用・管理をされている方含めて、様々な知見をいただいて、横の繋がりを作って、施策として進めていきたいという思いでございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。時間の都合もありますので、次の議題に進めたいと思います。では、「合理的な利用を拡大するための施策について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは「合理的な利用を拡大するための施策について」説明させていただきます。

19 ページをご覧ください。こちらにつきましては、宅地は宅地として、農地は農地として、それぞれの土地の区分に応じた取り組みをしていくということでございます。今までも県では様々な取り組みをしてきておりますので、引き続き行っていくことを考えております。

「生産性の向上に資する取り組み等に対する支援等」は、宅地につきましては、住宅地、商業地、工業地に分けて書いております。住宅地につきましては、「誰もがいつまでも安心

して暮らせる住宅地」として、若者から高齢者まで様々な人々が安心して暮らしていけるために、必要な生活サービスの確保を図っていくということでございます。具体的な施策につきましては、都市計画等による土地利用の誘導や、身近な生活サービス施設の立地の促進、空き地・空き家の活用、地域交通の確保ということを考えております。

商業地につきましては、「便利でにぎわいのある商業地」として、人口減少等によって、社会情勢の変化に対応したにぎわいのある拠点を形成するために、主要鉄道駅等を中心に商業施設を集積していくということを考えております。施策としては、都市計画等による土地利用の誘導、商店街活性化の新たな仕組みづくりの検討等を考えております。

工業地につきましては、「雇用と経済を支える操業環境の整った工業地」として、先ほど住宅と工場が混在しているような土地が多いというような話もしましたが、そうならないように、インターチェンジ周辺や既存の工業団地等の周辺においては、新たな産業集積地を形成していきたいと考えております。施策につきましては、都市計画等による土地利用の誘導、インターチェンジ周辺等の産業集積地の形成等を進めていくということでございます。

21 ページをご覧ください。続きまして、農用地についてご説明いたします。「持続的な農業生産の供給」として、まずは農業の生産を増大していくということが必要であると考えております。具体的な施策としましては、農業生産基盤の整備、特定農業振興ゾーンの設定の推進、農地中間管理事業による農業の担い手への農地の集積の推進、人・農地プランの策定等を考えております。

次に、「多面的機能の発揮」でございます。農地は食料供給するだけではなく、自然環境の保全や水資源の涵養等の多面的な機能もございますので、こういった機能を発揮するために農用地等の保全を推進して参りたいと考えております。具体的には、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等を活用した支援をしていくということでございます。

22 ページをご覧ください。森林につきましては、まずは「新たな森林環境管理体制の構築・推進」として、条例に基づき新たな森林環境管理の制度を推進していきます。具体的な施策としてはフォレスターの養成・市町村への配置、フォレスターアカデミーにおける人材養成等を考えております。

次に、「持続的に森林資源を供給する森林づくり」として、森林が持続的に資源を供給していくことができるよう、基盤整備の強化、木材の搬出の促進といった取組を行ってまいり

ます。

次に、「生物多様性が保全される森林づくり」でございます。23 ページに続きますが、森林における生物の多様性を保全する機能を高めていくために、森林病虫害の防除、希少動植物の保護、ニホンジカの生息密度の適正化などを行って参りたいと考えております。

最後に、「森林のレクリエーション機能の強化」でございます。森林につきましては心や体の健康を回復できるような機会を提供してくれるという場でもございますので、自然公園の保全活用や、森林・里山等における「なら四季彩りの庭」づくり等の取組を行って参りたいと考えております。

次に、その他でございます。その他につきましては、まず「良好な景観の形成」でございます。本県におきましては、豊かな風土と景観がございますので、そういった景観を形成していくような取組を行って参りたいと考えております。先ほどの説明に出てきましたように「なら四季彩りの庭」づくりによる景観づくりの推進や、歴史的風土特別保存地区における土地の買い入れ・整備、景観住民協定や建築協定などの活用による景観づくりの促進等を行って参りたいと考えております。

24 ページをご覧ください。「所有者不明土地の利用」でございます。所有者不明土地が増加してきておりますので、こういった土地を活用していくという取り組みが必要であると考えております。国の方で所有者不明土地の特別措置法ができて、地域福利増進事業という所有者が不明であっても土地を活用できる制度が創設されておりますので、こういった事業の普及啓発に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、「土地の境界の明確化」でございます。土地の境界が明確になっていなければ、土地を活用することが難しいという状況でございますので、地籍調査を促進していきたいと考えております。合理的な利用の施策につきましては以上でございます。

【伊藤会長】 説明ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問、ご意見ありましたらお願いします。深町委員お願いします。

【深町委員】 宅地、農地、森林で分けた形で書いていただいているのですが、奈良県全体を見たとき、景観ということではくくっていただいておりますが、豊かな緑の環境、自然、それから文化があるということがとても大事な特徴だと思っております。そういった意味で言いますと、宅地のところが、そういった観点が欠けていて、便利になったらそれでいい

というような形で、もう少し奈良の都市部の宅地については、例えば生物多様性だとか文化的なものを大事にするような、そういった文言があるといいなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【伊藤会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 深町委員がおっしゃっていただいたように、奈良県の今までの住宅地の中にもあるのですけれども、住環境が良い奈良県は、大阪のベッドタウンとして人口が増えてきたということがございます。ご指摘の内容も、ここの宅地の中に踏まえられるような形で、文言の検討を進めていきたいと思っております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。他にいかがですか。次の議題に進ませていただいてよろしいですか。それでは、「より効果的な利用を推進するための施策について」説明をお願いします。

【事務局】 それでは、「より効果的な利用を推進するための施策について」ご説明いたします。25ページをご覧ください。より効果的な利用を推進するための取り組みとしまして、「土地利用等地域計画の策定と実行」を考えております。高い効用の発揮が見込める土地において、地域の人たちが話し合いをした上で、土地の効果的な利用を検討していただいて、それを計画として作って実行していくという取り組みを行っていきたくと考えております。

26ページをご覧ください。策定の流れとしましては、土地の利用のアイデアが地域の方から出てきたり、県や市町村から促すことによりアイデアが出てきましたら、協議会を設置し、みんなで話し合いをして、計画を策定して推進していくということを考えております。具体的な取組につきましては、道路の整備を市町村が行ったり、駅前広場の運営をNPO法人が行ったり、様々なイベントをそれぞれの事業主体の方が行うというようなことを考えております。簡単ではございますが、以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。これに関して何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。岡井委員お願いします。

【岡井委員】 第2章の災害リスクの増大のところで、気候変動等でいろいろ危ないというところがありましたが、それを踏まえると、例えば、浸水被害のリスクが高いようなところは都市的な土地利用をやめるとか、すでに利用されているところでも何か対策を打っていくようなことを、「適正な管理」「合理的な利用」「より効果的な利用」のどこかで書いてい

ただければと思います。例えば、「合理的な利用」という意味では、リスクの高いところで都市的な利用をする必要性はないという意味もありますので。どこが適切か分からないですが、入れられるようでしたら入れていただけるといいかなと思いました。

【伊藤会長】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 防災という観点で考えますと、「適正な管理」と「合理的な利用」のどちらにも関わってくる内容になるかと思しますので、文言等については調整、検討していきたいと思えます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。土地利用等地域計画を策定する場合には、協議会を作ることになっていますが、奈良の土地の利用に関して知見を持っていらっしゃる方がアドバイザーやコーディネーターになっていただければいいのですが、そういう人材をどうやって発掘するか或いは育てるかということが課題になると思うのですが、このあたりは何か考えありますか。

【事務局】 おっしゃる通り、地元の間がそういったコーディネーター等を行っていたことが一番良いのですが、なかなか県内において、そういった方が多数おられるという形にはなっておりませんので、後で少し説明させていただきますが、土地に関する取組を進めるにあたって、まずは住民の方に近い市町村の職員でありますとか、既にまちづくりや地域づくり等で、県内において活動しておられるNPO法人、民間企業などの方の知見を借りながら、地域のキーパーソンになるような人材を育成していきつつ、まちづくりに主体的に関わっていただくような取組を行っていきたくと考えております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。他に特になければ時間の都合もありますので、最後の議題の「各施策を支える取組について」説明をお願いします。

【事務局】 「各施策を支える取組について」説明いたします。28ページをご覧ください。1つ目は「土地に関する情報の収集、発信」でございます。土地の管理と利用に関する状況や、国・県・市町村の各種制度、先進事例などの情報を収集しまして、県民の方に分かりやすく発信していくということを考えております。

2つ目は「県民等の理解の増進」でございます。こちらにつきましては、県民会議を開催しまして、1つ目の情報収集で取りまとめた土地白書の内容や取組事例等を題材として、講習会を行っていきたくと考えております。

29 ページをご覧ください。3つ目は「人材の確保、育成」でございます。こちらにつきましては、土地の管理・利用を行うにあたっては、取組を担っていく人材が必要であると考えておりますので、まずは市町村職員を対象とした講習会や、既にいろいろな知見を持っている専門家の方々に、今後、地域の関係者等に適切にアドバイスを行えるようになっていただくための講習会等を開催していきたいと考えております。

4つ目は「市町村への支援」でございます。土地の管理と利用の取組みを拡大していくためには、市町村との連携が必要でありますので、支援を行っていきたいと考えております。市町村が土地利用等地域計画の策定を進める際に、アドバイザーの派遣や、地域課題の分析に対する支援など、計画を策定するための支援等を行っていきたいと考えております。また、土地利用等地域計画の先進的なモデル事業を創出していくことを考えております。

最後に「施策の効果検証等」でございます。今、お話しました様々な取組みをPDCAサイクルで検証しながら、よりよい取組みを行っていきたいと考えており、実施方針における施策を実行するとともに、評価の際には、国土利用計画審議会にも意見を聞きながら、改善をしていきたいと考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ただいまの内容について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。では、私から1件だけ。奈良版の土地白書というのを作られるということなのですが、国が出している土地白書がありますけども、奈良県版の土地白書のイメージがどんなものか、もう少し説明していただけますか。

【事務局】 国の方で作っておられる土地白書は、全国的に見た土地の状況等を網羅的に示されているものであります。今回、奈良県の土地の現状において、今どういう状況になっているのか、今までどういう変遷をたどってきたかということ、広く県民の方にご理解をいただき、その上で、今後奈良県が進んでいく方向のようなものを、この中で盛り込めたらなと考えております。現状はどちらかというネガティブな状況になるかと思いますが、そういったものも隠さずに出して、今の奈良県の土地の状況というものを、まずは県民の方に理解してもらうというのが、最初なのかと思っております。それを、この条例やいろんな施策を進めるにあたって、将来的に奈良県が目指す土地利用、ひいてはまちづくりになるのかもしれませんが、そういったことを土地白書の中で、毎年更新をしていくということを考えておりますので、検証しつつ進めていきたいと思っております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。なかなか作業も大変かと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。他にいかがでしょう。特にございませんか。もし後でお気づきの点がありましたら、事務局の方に問い合わせただけたらと思います。案件については以上ですが、最後に何かございませんか。ないようでしたら事務局お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。本日は、たくさんの貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で作成をしまして、会長ともご相談の上、県のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本日は非常に限られた時間でございましたので、本日の議題について、今いただいた意見以外に、事務局としては、各先生方に個別にフォローアップということで、ご意見をお伺いする機会を取らせていただこうかと思っております。それについて取りまとめまして、事務局の考え方も付した上で、特別委員会の先生と共有させていただきます。次回の特別委員会までに考えを深めさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

今後の予定につきましては、5月ごろに2回目の特別委員会を開催したいと考えております。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、奈良県国土利用計画審議会特別委員会を終了いたします。本日はご審議ありがとうございました。